(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口平出水字中野二二六三の三

二　指定の目的　水源の涵養

○経済産業省告示第二百二十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十一月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

学校の名称	学科名
大分県立中津工業高等学校	電気科

○国土交通省告示第千九十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定により、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社九州不動産専門学院から役員の就任、退任及び氏名の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(1)　新たに就任する役員の氏名　小菅那津子

(2)　変更する年月日　平成二十二年一月一日

二　(1)　退任する役員の氏名　大津留康司

(2)　変更する年月日　平成二十二年一月一日

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	小菅那津子
変更後	中村那津子

(2)　変更する年月日　平成二十四年二月二十六日

四　(1)　役員の氏名の変更

変更前	西田　一也
変更後	徳田　慎也

(2)　変更する年月日　平成二十四年六月二十日

五　(1)　新たに就任する役員の氏名　原田　和典

(2)　変更する年月日　平成二十六年十月二十日

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5286号	船外機（小型船舶用）	20003F	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○防衛省告示第二百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十九日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十二月六日から同月九日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

○防衛省告示第二百二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十八日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。